

## 平成 15 年 8 月における前線及び台風 10 号による災害対策に関する意見書

台風 10 号及び前線の影響により、平成 15 年 8 月 7 日から 10 日にかけて、全道で記録的な大雨となり、各地で河川の増水、氾濫が確認され、道路においては決壊や土砂崩れ、冠水が発生した。

特に日高・十勝支庁管内では、10 名もの尊い人命が失われるとともに、いまだ 1 名が行方不明という、近年にない痛ましい事故が起きており、また、ライフラインや産業にも甚大な被害を及ぼした。

とりわけ本災害については、おびただしい流木の発生により農地や漁業など各地に大きな被害をもたらされたほか、我が国有数の馬産地である日高支庁管内の畜産業をはじめ、商工業や農林漁業など地域産業へ大きな影響を与えた。被害総額は、現在のところ 726 億円に達している。

道としては、8 月 10 日に災害対策本部を設置するとともに、平取町、門別町及び新冠町に災害救助法を適用し、住民に対する避難対策を実施するなど、災害発生と同時に総力を挙げて復旧に向けての各種対策を行ってきているところであるが、多大な経費を必要としている。

よって、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や、被害の復旧と産業経済の回復に向けた取り組みなどが進められるよう、次の事項について特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

### 記

#### 1 財政支援対策について

- (1) 激甚災害の早期指定
- (2) 災害復旧などに係る地方負担に対する財政支援
- (3) 国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免に対応する特別調整交付金等の交付
- (4) 社会福祉施設措置費及び施設訓練等支援費などに係る費用徴収等の減免措置に対応する財政支援
- (5) 介護保険料及び利用者負担の減免に対応する特別調整交付金等の交付
- (6) 二風谷ダムの災害復旧に係る利水者負担の軽減

#### 2 流木対策について

- (1) 市町村が実施する災害復旧事業に要する経費の助成
- (2) 農地における流木対策
- (3) 河川、道路における流木除去事業への支援
- (4) 「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」に係る予算の確保及び制度の拡充

### 3 生活支援について

- ( 1 ) 被災者の健康管理対策及び児童生徒の「心のケア」の充実
- ( 2 ) 水道施設及び一般廃棄物処理施設等の災害復旧に係る財政支援
- ( 3 ) 災害救助法の救助基準の見直し
- ( 4 ) 高規格幹線道路「日高自動車道」の緊急整備
- ( 5 ) 鉄道施設の災害復旧事業に対する支援
- ( 6 ) 被災住宅への再建支援制度の創設

### 4 産業対策について

- ( 1 ) 被災商工業者に対する金融支援
- ( 2 ) 農地・農業用施設、漁港における災害復旧事業の早期実施
- ( 3 ) 被災農・漁家に対する円滑な金融対策等の実施
- ( 4 ) 被災畜産農家に対する飼料の安定確保

### 5 国土保全対策について

- ( 1 ) 荒廃林地等に対する復旧及び二次災害防止のための治山事業の早期実施
- ( 2 ) 林道における災害復旧事業の早期実施
- ( 3 ) 被災した道路、河川等に対する復旧事業への支援
- ( 4 ) 災害対策用機器を配備するための補助制度の創設
- ( 5 ) 河川情報システムの拡充

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

北海道議会議長 神戸典臣